

令和4年度10月補正予算（案）概要

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 10月補正予算主要事業一覧 | 2~3 |



吉 岐 市

令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	10月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		23,735,516	450,466	24,185,982	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,646,729	3,646,729	
		診療施設勘定	49,537	49,537	
		計	3,696,266	3,696,266	
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,717,551		3,717,551
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,753,594		3,753,594
	下水道事業特別会計		410,908		410,908
	三島航路事業特別会計		125,672		125,672
	農業機械銀行特別会計		128,515		128,515
合 計		8,504,926		8,504,926	
一般会計、特別会計の合計		32,240,442	450,466	32,690,908	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	10月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015		790,015
	資本的收入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度10月補正予算の事業概要

■ 一般会計

(単位:千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業	住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金 事業(価格高騰緊急支 援給付金)	0	232,840	232,840	232,840				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して支援を行 う。(エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援) ●事業内容 価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令 和4年度住民税均等割非課税世帯)に対し、価格高騰緊急支援給付金として、1 世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。 (1)対象世帯:基準日(令和4年9月30日)に宮岐市の住民基本台帳に 記録されている者で①又は②に該当する世帯 ①令和4年度住民税均等割非課税世帯 ②家計急変世帯 (2)支給金額:1世帯当たり5万円 (3)申請期限:令和5年1月末	市民福祉課 P10~11
	医療・介護施設等価格 高騰対策支援事業	0	23,411	23,411	23,411				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し て支援を行う。(医療・介護・保育施設、障害福祉サービス施設等に対する物 価高騰対策支援) ●事業内容 医療機関及び介護事業所等に対する支援 (1)基本部分 ①訪問系、相談系、短期入所・・・1事業所あたり 5万円 ②通所系・・・1事業所あたり 15万円 ③入居系(グループホーム等)・・・1事業所あたり 20万円 ④入所系(特養・老健等)・・・1施設あたり 100万円 ⑤配食・・・・・・・・・・1事業所あたり 10万円 ⑥医療機関・・・・・・・・病院 20万円 診療所等 10万円 ⑦施術所・・・・・・・・・・1事業所あたり 10万円 (2)食料品価格高騰対策分 ①入所(居)系・・・・・・・・・・8千円×利用者数 ②通所系・・・・・・・・・・3千円×利用者数 ③配食サービス・・・・・・・・3千円×利用者数 ④医療機関(病院)・・・・・・8千円×入院者数	保険課 P10~11
	障害福祉サービス施設 等価格高騰対策支援事 業	0	5,358	5,358	5,358				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し て支援を行う。(医療・介護・保育施設、障害福祉サービス施設等に対する物 価高騰対策支援) ●事業内容 障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所に対する支援 (1)対象事業所 ①訪問系・相談系・短期入所・・・1事業所あたり 5万円 ②通所系・・・・・・・・・・1事業所あたり 15万円 ③入所施設・・・・・・1事業所あたり100万円 ④グループホーム・・・・・・・・1事業所あたり 20万円 (2)食料価格高騰対策分 ①入所系・・・・・・・・・・8千円×定員数 ②通所系・・・・・・・・・・3千円×定員数	市民福祉課 P10~11

令和4年度10月補正予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業	児童福祉施設等価格高騰対策支援事業	0	2,000	2,000	2,000				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う。(医療・介護・保育施設、障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策支援) ●事業内容 民間保育施設及び放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に対する支援 物価上昇相当額(副食費・光熱費の令和3年度実績に対する10%) (1)民間保育施設(6施設) (2)放課後児童クラブ(6施設)	こども家庭課 P10~11
	プレミアム付き商品券発行事業	0	71,284	71,284	71,284				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う。 ●事業内容 市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付き商品券を発行する。 ①発行内容：1セット3千円で4千円分の商品券(プレミアム率33%) ②総販売数：60,000セット(1人3セットまで) ③販売予定期間：令和4年12月(使用期限：令和5年1月末)	商工振興課 P10~11
	キャッシュレス消費喚起対策事業	0	50,641	50,641	50,641				0	●事業の背景・目的等 エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う。 ●事業内容 市内加盟店においてPayPayを活用して支払った場合、1回の会計で上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイントを還元する。 ①還元率：最大20% ②実施予定期間：令和5年2月1日~28日 ③市内加盟店数：450店舗(R3年度末時点)	商工振興課 P10~11
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費 ~ 10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	施設修繕及び災害復旧事業	0	64,932	64,932			61,700		3,232	●事業の背景・目的等 台風11号・14号により被災した公共施設の早期復旧に努め、安全安心な行政サービスの提供を図る。 ●事業内容 ①公共土木施設(市道倒木撤去40箇所、カーブミラー補修25箇所 外) ②漁港施設(崩土除去及び漂着物除去、水銀灯修繕 外) ③港湾施設(印通寺港連絡橋復旧工事、施設フェンス修繕、水銀灯修繕 外) ④教育施設(小学校グランドフェンス・渡り廊下屋根・体育館屋根修繕、中学校グランド防球ネット修繕 外) ⑤その他施設(光ケーブル断線復旧工事 外)	関係各課 P10~13

資料2

令和4年名古屋市議会定例会10月会議

議案第49号関係資料

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (価格高騰緊急支援給付金)

■事業名 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(価格高騰緊急支援給付金)

■事業の目的

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して支援を行う。
(エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援)

■事業の内容

価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和4年度住民税均等割非課税世帯)に対し、価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。(補助率10/10)

■支給対象の基準日 令和4年9月30日

■対象世帯

①令和4年度住民税均等割非課税世帯

②家計急変世帯

※家計急変世帯とは、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員が令和4年度の住民税が非課税相当となった世帯

■支給額

1世帯あたり5万円

■給付対象見込世帯数	4,600世帯
令和4年度住民税均等割非課税世帯	4,200世帯
家計急変世帯	400世帯

■所要予算額

給付金 230,000千円

事務費 2,840千円

■給付金の申請期限 令和5年1月末

医療・介護施設等価格高騰対策支援事業

【目的】

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関及び介護施設等の経済的負担を軽減し、利用者への医療・介護サービスの安定的な提供を図るため、医療・介護サービス等提供事業所に対し価格高騰等対策給付金を交付する。

【支援内容】

(1) 基本部分

対象：医療・介護サービス等提供事業所（公設を除く）

助成対象：光熱費、消耗品（ケア用品）費等に係る高騰分

給付金額：① 訪問系、相談系、短期入所	1事業所あたり	50千円
② 通所系	1事業所あたり	150千円
③ 入居系（グループホーム等）	1事業所あたり	200千円
④ 入所系（特養・老健等）	1施設あたり	1,000千円
⑤ 配食	1事業所あたり	100千円
⑥ 医療機関（病院）	1施設あたり	200千円
⑦ 医療機関（診療所等）	1施設あたり	100千円
⑧ 施術所（あん摩、マッサージ、鍼灸等）	1事業所あたり	100千円

(2) 食料品価格高騰対策分

対象：食事（おやつ等含む。）提供を行う通所系、入所（居）系事業所
配食サービス事業所、医療機関（病院）

助成対象：事業所が提供する食料品価格高騰分

給付金額：入所（居）系事業所	利用者1人あたり	8千円
通所系事業所	利用者1人あたり	3千円
配食サービス事業所	利用者1人あたり	3千円
医療機関（病院）	入院者1床あたり	8千円

【所要予算額】 23,411千円

(1) 基本部分 15,050千円

介護サービス事業所	56事業所	9,750千円
医療機関	37事業所	4,100千円
施術所	12事業所	1,200千円

(2) 食料品価格高騰対策分 8,361千円

介護サービス事業所	30事業所	6,321千円
医療機関（病院）	4事業所	2,040千円

障害福祉サービス施設等価格高騰対策支援事業

【目 的】

コロナ禍において原油価格や物価が高騰する中、市民の日常生活を支える社会福祉サービスや福祉サービス等を提供している事業所等を対象に物価高騰に対する支援金を給付することにより、事業所等の負担軽減を図り、社会福祉サービスや医療等の安定的・継続的な提供を支援する。

【支援内容】

(1) 基本部分

- ・対 象：全事業所類型

- ・助成対象：光熱費、消耗品（ケア用品）費等に係る高騰分

- ・給付金額：① 訪問系、相談系 1 事業所あたり 5 万円
② 通所系 1 事業所あたり 15 万円
③ 入居系（グループホーム等） 1 事業所あたり 20 万円
④ 入所系（療養介護・施設入所等） 1 施設あたり 100 万円
⑤ 入居系（短期入所） 1 事業所あたり 5 万円

(2) 食料価格高騰対策分

- ・対 象：食事（おやつ等含む。）提供を行う通所系、入所（居）系事業所

- ・助成対象：事業所が提供する食料価格高騰分

- ・給付金額：入所（居）系事業所 1 定員あたり 8 千円
通所系事業所 1 定員あたり 3 千円

【所要予算額】 5, 358 千円

(1) 基 本 部 分： 4, 250 千円
福祉サービス事業所 22 事業所 4, 250 千円

(2) 食料価格高騰対策分： 1, 108 千円
福祉サービス事業所 9 事業所 1, 108 千円

児童福祉施設等価格高騰対策支援事業

【目 的】

コロナ禍において原油価格や物価が高騰する中、保育所・認定こども園・認可外保育施設や放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業の利用者や事業者の「電力・ガス・食料品等価格高騰」の負担軽減を図るため物価上昇相当額を支援する。

【支援内容】

(1) 光熱費助成部分

・対 象：市内民間保育施設及び放課後児童クラブ

・助成内容：令和3年度実績に物価上昇率相当（10%）を乗じた額

(2) 食料価格高騰対策分

・対 象：市内民間保育施設及び放課後児童クラブ

・助成内容：令和3年度実績に物価上昇率相当（10%）を乗じた額

【所要予算額】 2,000千円

(1) 市内民間保育施設（6施設） 1,500千円

(2) 放課後児童クラブ（6施設） 500千円

プレミアム付き商品券発行事業

- 事業名： 梶崎市物価高騰対策プレミアム付き商品券発行事業
- 事業概要： 物価高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付き商品券を発行する。
- 発行内容： 4千円分の商品券を3千円で販売（プレミアム率33%）
- 総販売数： 60,000セット（ひとり3セットまで購入可能 ※20,000人が購入可）
- 発行総額： 240,000千円（販売額180,000千円、プレミアム60,000千円）
- 所要予算額： 71,284千円（補助金68,900千円、事務費等2,384千円）
- 事業実施形態： 発行元である梶崎市商工会への補助金により実施
- 発売予定日： 令和4年12月1日（木）
- 販売期間
 - 1次販売： 12月1日（木） ～ 12月9日（金） 9時～16時
※短期のため土・日曜日でも販売（土・日曜日は郷ノ浦庁舎地下会議室）
 - 2次販売： 12月19日（月） ～ 12月23日（金） 9時～16時
※1次販売の残がある場合のみ実施します。
- 利用期限： 令和5年1月31日（火）まで
- 換金期限： 令和5年2月28日（火）まで
- 発行元： 梶崎市商工会
- 販売窓口： 大谷体育館（初日のみ）、梶崎市郷ノ浦支所（初日以降）、梶崎市勝本支所、梶崎市芦辺支所、梶崎市石田支所
※2次販売を行う場合の販売場所については、別途お知らせします

キャッシュレス消費喚起対策事業

■事業名：第3回キャッシュレス消費喚起対策事業

■事業概要：物価高騰の影響を受けている市民生活と市内経済の活性化を図ることを目的として、キャッシュレス消費喚起対策事業を実施する。1月末まで使用できるプレミアム付き商品券事業に続いて2月に実施することで切れ目ない支援を実施する。

■具体的な手法：市内加盟店においてPayPayを活用して支払った場合、1回の会計で上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイントを還元する。

■還元率：最大20%

■実施予定期間：令和5年2月1日（水）～28日（火）

■市内加盟店数：450店舗（令和3年度末時点）

■所要予算額 50,641千円

（ポイント還元部分原資47,000千円、運営費・プラットフォーム手数料等3,641千円）

【参 考】

◎ポイント還元例

（還元率20%、1回の上限3千円、期間中1人最大1万円分のポイント還元）

○1千円をPayPayで支払った場合 → 後日200円分のポイントが還元

○1万5千円をPayPayで支払った場合 → 後日3,000円分のポイントが還元

○2万円をPayPayで支払った場合 → 後日3,000円分のポイントが還元